

第2回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和5年5月10日(水)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 (欠員)
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提案議案	第7号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第8号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第10号議案 非農地の現況証明について 第11号議案 農用地利用集積計画の決定について 第12号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第13号議案 農業振興地域整備計画の変更について 第14号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 5 年度第 2 回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号 17 番の山本正義推進委員です。よろしくお願ひ致します。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは総会の開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 水田の畑地変換届について</p>	<p>長谷川会長 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>日程 2、「議事録の署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>無いと云う風に認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には 2 番の蔵本孝広委員・3 番の横川 力委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお会議書記に於きましては、事務局をお願いを致します。</p> <p>次に日程 3 の報告事項に移ります。</p> <p>報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を報告してください。</p> <p>(資料は 2-1 頁)</p> <p>本冊 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p>

<p>4 議事 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。</p> <p>番号 1 届出人は、上浅津●●。土地の所在、大字上浅津——、地目は田、面積は 99 m²。大字上浅津——、地目は田、面積は 76 m²。</p> <p>ともに 30 cmの盛り土を行い普通畑へと変換するものです。</p> <p>番号 2 届出人は、上浅津●●。土地の所在、大字上浅津——、地目は田、面積は 191 m²。30 cmの盛り土を行い普通畑へと変換するものです。</p> <p>頁をめくっていただき、2-1 が航空写真による位置図です。1-1 と 1-2 が番号 1、2 が番号 2 の位置図です。報告事項第 1 号は以上です。</p> <p>以上で報告事項を終わります。報告事項でございますので、皆さんご了承をお願い致しますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。</p> <p>無いようでございますので、これで報告事項を終わります。</p> <p>次に、日程 4 議事に移ります。議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。</p> <p>本冊 3 頁です。</p> <p>議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁)</p> <p>番号 1 譲渡人は、田後●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、大字田後——。地目は台帳・現況、利用状況とも田。面積は 259 m²。権利取得後の経営面積は 47 アールで、売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。左下付近に赤色で囲っている箇所です。中央の下には、たじりこども園があります。</p> <p>3 頁に戻っていただき、</p> <p>(資料は 3-2 頁と 3-3 頁)</p> <p>番号 2 譲渡人は、倉吉市清谷町●●。譲受人は、上浅津●●。土地の所在、大字上浅津——。地目は台帳 田、現況 畑、利用状況 畑。面積は 360 m²。もう 1 筆が、はわい長瀬——。地目は台帳・現況、利用状況とも 田。面積は 1,191 m²です。権利取得後の経営面積は 25 アールで、贈与による所有権移転です。</p>
--	------------------------------------	--

<p>議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 山本委員</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>山本委員 (議長)</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>航空写真の位置図は、本冊頁をめくって頂き 3-2 頁が字——で左側に赤色で囲っている箇所です。右下にはハワイゆ～たうん、右上には運転免許センターがあります。</p> <p>さらに頁をめくっていただき、3-3 頁が字——の航空写真の位置図です。真ん中、少し左側に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>以上、申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p> <p>これより質疑を受けます。質疑はございますか。</p> <p>番号 2 の上浅津——ですが、台帳と現況の地目が違ってはいますが、これは指導して、台帳の地目を変更されるのでしょうか。別に違っていてもいいのでしょうか。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>農地に変わりはありません。台帳は田ですが、今は盛土をして畑にしておられます。水田の畑地変換届もそうですが、台帳地目の変更まではする必要はありません。</p> <p>了解しました。</p> <p>そのほかにもございますか。</p> <p>それでは、質疑は無しと認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が賛成でございますので、議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。</p> <p>本冊 4 頁です。</p> <p>議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>まず、番号 1、2 の案件は 4 月定例総会で非農地の現況証明願いが提出されていましたが、植</p>
---	---	--

	<p>(議長)</p>	<p>林をしたいという希望であることから、改めて4条申請をしていただくという判断となったもので、この度、4条申請が出された案件です。また、申請については、大字石脇字——と字——は離れているため、申請については、県との事前協議により2本に分けてあります。</p> <p>(資料は、4-1頁～4-5頁)</p> <p>番号1 土地の所在、大字石脇——。地目は田、転用面積は1,815㎡です。転用計画の用途は植林。申請人は、石脇●●。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は、第2種農地。区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地。許可根拠規定は、周辺農地に影響なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容は、ヒノキを543本植えるものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>続いて</p> <p>番号2 土地の所在、大字石脇——外1筆。地目は田、転用面積は1,806㎡です。転用計画の用途は植林。申請人は、石脇●●。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は、第2種農地。区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地。許可根拠規定は、周辺農地に影響なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容は、ヒノキを540本植えるものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者はありません。</p> <p>頁をめくって頂き4-1頁が航空写真による位置図です。右側の1が字——、左側の2が字——になります。次の頁、4-2頁が字——の現況写真、4-3頁がその公図です。次の頁、4-4頁が字——の現況写真、4-5頁がその公図です。</p> <p>以上、番号1、番号2の申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。</p>
--	-------------	--

<p>議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>山下委員 (議長) 山本推進委員 (議長) 事務局 山本推進委員 (議長) 事務局 (議長) (議長) 事務局</p>	<p>番号 1 と番号 2 の案件について、一括して 1 番の山下和子委員より報告をしてください。 番号 1 について、山あい位置し、隣接耕作者の同意書も添付されていることから、植林をしても問題ないと現地調査委員全員で確認しました。 番号 2 についても、山あい位置し、植林をしても問題ないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 これより一括して質疑を受けます。質疑はございますか。 どの木を植える予定ですか。 説明してください。 ヒノキです。本冊 4 頁の備考欄にヒノキ植林と記載をしています。 隣地には影響はないでしょうか。 説明してください。 番号 1 の案件については、——が隣地になりますが、同意書が添付されています。番号 2 の案件については、周囲が水路であるため、隣地としての所有者はありません。 そのほかに質疑はございますか。 無いようでございますので、質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」番号 1、番号 2 について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手を認めます。 《全員挙手》 全員が賛成でございますので、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明をお願いします。 本冊 5 頁です。 議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、5-1 頁及び資料 1 の 1 頁～13 頁) 番号 1 土地の所在、はわい長瀬——をはじめ記載の 4 筆。4 筆とも地目は田です。転用面積</p>
---	---	---

		<p>は 4 筆合計 4,265 m²です。</p> <p>転用計画の用途は住宅用地。施設概要は 15 棟の建売住宅です。建築面積は合計 861.09 m²です。譲受人は、東伯郡琴浦町 株式会社●●。譲渡人は、字——が、はわい長瀬●●。ほか 3 筆が、はわい長瀬●●です。</p> <p>契約内容は、売買による所有権移転。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は、県の指導見解により、2 種類としています。2 筆が第 1 種農地。区分決定根拠は 集団農地です。2 筆が第 3 種農地。区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域です。</p> <p>許可根拠規定は、第 1 種農地が集落接続。第 3 種農地は原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。</p> <p>事業内容は、建売住宅 15 棟のほかに、緑地と幅員 6 m の道路を整備するものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書は添付されています。なお、隣接耕作者はありません。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図で、国道沿いの衣料品店から北側に少し入ったところでは、</p> <p>現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 1 頁です。資料 1 の頁をめくって頂き 2 頁が 4 筆の公図。3 頁が土地利用計画図。4 頁が造成断面図。5 頁が道路断面図。6 頁が境界断面図として申請地南側の既存水路沿いと北側の町道沿いを添付しています。7 頁は住宅配置図として、タイプ 1 の住宅 7 棟、タイプ 2 の住宅 8 棟の配置です。8 頁はタイプ 1 の立面図、9 頁はタイプ 2 の立面図です。10 頁は緑地部分に設置のゴミ置場配置図です。11 頁は上水道計画図、12 頁は下水道計画図で、最後に 13 頁が農業用排水図・計画区域内雨水排水図になります。</p> <p>番号 1 の説明は以上です。</p> <p>再度、本冊 5 頁をご覧ください。</p> <p>(資料は、5-2 頁及び資料 1 の 14 頁～23 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在、はわい長瀬——をはじめ記載の 5 筆。5 筆とも地目は田です。転用面積は 5 筆合計 6,660 m²です。</p> <p>転用計画の用途は住宅用地。施設概要は 25 棟の建売住宅です。建築面積は合計 1,280.80 m²です。</p>
--	--	--

	<p>(議長)</p> <p>蔵本委員</p>	<p>譲受人は、米子市 ●●株式会社。譲渡人は、——が、はわい長瀬●●。——と——が、はわい長瀬●●。——が、久留●●。——が、はわい長瀬●●です。</p> <p>契約内容は、売買による所有権移転。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は、県の指導見解により、2種類としています。2筆が第1種農地。区分決定根拠は 集団農地です。3筆が第3種農地。区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域です。</p> <p>許可根拠規定は、第1種農地が集落接続。第3種農地は原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。</p> <p>事業内容は、建売住宅 25 棟のほかに、緑地と幅員 6 m の道路を整備するものです。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書は添付されています。また、隣接耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>頁をめくって頂き、5-2 頁が航空写真による位置図で、旧学校施設跡地の東側に位置するところです。</p> <p>現地の写真につきましては、別冊の資料 1 の 14 頁です。頁をめくって頂き 15 頁が 5 筆の公図。16 頁が土地利用計画図で 1 号地から 25 号地の配置と 11 号地と 12 号地の間には広場、いわゆる緑地を設置されます。17 頁が造成計画平面図。18 頁が造成計画断面図です。なお、この案件につきましては、住宅メーカー5 社が 25 棟それぞれ違う住宅を建築される計画となっています。参考として、25 号地に建築される住宅について 19 頁に配置図、20 頁に平面図、21 頁に立面図を添付しています。22 頁には上水道・下水道にかかる給排水施設計画平面図、23 頁に雨水排水計画経路図を添付していますのでご確認ください。</p> <p>以上、番号 1、番号 2 の 2 件の申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。</p> <p>番号 1 の案件について、2 番の蔵本孝広委員より報告をしてください。</p> <p>番号 1 の案件については、排水対策もとられ、周辺への土砂流出の恐れは無く、周辺の営農条</p>
--	-------------------------	---

	<p>(議長) 中村推進委員</p> <p>(議長) 横川委員</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>横川委員 (議長) 尾川委員</p> <p>事務局 尾川委員 (議長) 河井推進委員 事務局 河井推進委員 (議長)</p>	<p>件に支障を及ぼすものではないことから、この転用計画については問題ないことを現地調査委員全員で確認しました。</p> <p>次に、番号 2 の案件について、19 番の中村 博推進委員より報告をしてください。</p> <p>番号 2 の案件について、周辺農地への影響はありません。隣接地については、水田から畑地に変換されることから問題はないことを現地調査委員全員で確認しました。</p> <p>以上で現地調査委員による報告を終わります。これより質疑を一括して行います。皆様からの質疑はございますか。</p> <p>農地区分について、1 種と 3 種が記載してあります。今現在が 3 種で、今後 3 種になるということでしょうか。</p> <p>説明してください。</p> <p>農地区分の設定については、事前に県と協議をした結果であります。番号 1 の案件については、資料 1 の 2 頁の公図で説明しますと、第 3 種農地は——と——の 2 筆、——と——は第 1 種農地と設定されたものです。番号 2 の案件については、資料 1 の 15 頁の公図で説明しますと、第 3 種農地は——、——、——の 3 筆、——と——は第 1 種農地と設定されたものです。</p> <p>わかりました。</p> <p>そのほかに質疑はございますか。</p> <p>資料 1 の 22 頁の給排水施設計画平面図のサドル分水栓について、φ 250×20 と記載がありますが、φ 75×20 の間違いではないでしょうか。</p> <p>間違いだと思われます。訂正を致します。</p> <p>わかりました。</p> <p>そのほかに質疑はございますか。</p> <p>耕作者の状況はどうでしょうか。</p> <p>番号 1、番号 2 の案件とも合意解約が成立しているものです。</p> <p>わかりました。</p> <p>そのほかに質疑はございますか。</p> <p>無いようでございますので、質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を認めます。</p>
--	---	--

	<p>(議長)</p> <p>山下委員</p>	<p>帳 畑、現況 雑種地。面積は記載のとおりです。</p> <p>20 年以上前から農地として利用しておらず、現在に至っているものであります。また、申請人は、大山町に居住しており、遠隔地で今後も耕作することができない状況にあります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-4 頁が 2 筆分の航空写真の位置図です。申請地の北側は国道、その北側は日本海です。現地の写真等は、別冊資料 2 の 7 頁に 2 筆分を掲載。8 頁がその公図であります。</p> <p>続いて、本冊 6-1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 4 申請人は、大阪府池田市●●。土地の所在、大字野花——。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 1,264 m²。</p> <p>山あい位置し耕作条件が悪いため、作付けや管理ができなくなり山林化したものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-5 頁の中央の下部に赤色で示しているのが航空写真の位置図です。現地の写真等は、別冊資料 2 の 9 頁。10 頁がその公図であります。</p> <p>本冊 6-1 頁に戻っていただき、</p> <p>番号 5 申請人は、光吉●●。土地の所在、大字南谷——。地目は台帳 田、現況 雑種地。面積は 26 m²。</p> <p>20 年以上前から農地として利用しておらず、現在に至っているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-6 頁の左側に赤色で小さな三角形で示しているのが航空写真の位置図です。申請地の左側は橋津川、右下には県の施設があります。現地の写真等は、別冊資料 2 の 11 頁。公図は 12 頁であります。</p> <p>非農地証明の説明は以上です。</p> <p>以上で説明は終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。</p> <p>番号 1 の案件について、1 番の山下和子委員より報告をしてください。</p> <p>現地は柿の木があり、すごく大きくなっています。ご両親が他界されてから、長年にわたり耕作や管理ができなくなり原野化しています。非農地として認めることとしますが、隣接の民家等に迷惑をかけないように維持管理をしていただくよう申請者をお願いすることを現地調査委員全員で確認をしました。以上です。</p>
--	-------------------------	---

	(議長) 土海委員	番号1の案件について、地元の土海委員から補足がありましたらお願いします。 申請者は勤め人であり、農地としての管理は難しいと思われるので、非農地として認めてよいと思うところです。
	(議長) 蔵本委員	次に、番号2の案件について、2番の蔵本孝広委員より報告をしてください。 字——のほうは、2年前の大雨で土砂崩れがあった付近になります。確認したところ手がかけられていない状況であります。字——のほうは、竹林になっている状況であります。これら3筆は農地に復元することは困難であることを現地調査委員全員で確認をしました。以上です。
	(議長) 蔵本委員	次に、番号3の案件について、引き続き、2番の蔵本孝広委員より報告をしてください。 自動車は国道に横付けできますが、申請地は谷になっております。農地として復元することは可能かも知れませんが、農業機械等を入れることはできなく、農地として維持していくことは極めて困難な場所であると現地調査委員全員で確認をしました。以上です。
	(議長) 中村推進委員	次に、番号4の案件について、19番の中村 博推進委員より報告をしてください。 申請地の現況は竹林になっています。農地に復元することは困難であることを現地調査委員全員で確認をしました。以上です。
	(議長) 中村推進委員	次に、番号5の案件について、引き続き、19番の中村 博推進委員より報告をしてください。 もともとは蔵があったようですが、現在は整地がされています。これを農地に復元することは困難であり、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認をしました。以上です。
	(議長) 清水委員	以上で、現地調査委員による報告を終わります。これより一括して質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号3について、非農地として認めることに問題はありますが、隣接地の進入路がなくなることはありませんか。隣接地の関係はどうでしょうか。
	(議長) 事務局	事務局より説明をしてください。 隣地も耕作がされていない状況です。
	蔵本委員	隣地への歩く道はありますので、問題になることはありません。
	清水委員	問題がなければ良いです。
	(議長)	そのほかに質疑はございますか。
		それでは質疑はないようですので、これから採決をしたいと思います。一括ではなく、申請番

<p>議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>号ごとに採決を行います。</p> <p>まず、申請番号 1 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 2 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 3 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 4 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。</p> <p>次に、申請番号 5 でございます。原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。</p> <p>よって、議案第 10 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおりに可決いたしました 次に、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。なお、本議案については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限がございます。お諮りをします。2 番の蔵本孝広委員の整理番号 8,9,10,11、及び 14 番の河井勝重推進委員の整理番号 3,4 を先に分割審議することにご意見はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、整理番号 3,4,8,9,10,11 の案件は、先に分割審議することとします。それでは、蔵本委員、河井推進委員は退席してください。</p> <p>(蔵本委員、河井推進委員 退席)</p> <p>両名の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」総括表より説明してください。</p> <p>本冊 7 頁です。</p>
--------------------------------------	------------------------------------	--

<p>議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>質疑なしと認め、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号 3,4,8,9,10,11 の以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決といたします。</p> <p>次に、議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明してください。</p> <p>本冊 8 頁です。</p> <p>議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、8-1 頁)</p> <p>次の 8-1 頁の農用地利用集積等促進計画案の各筆明細をご覧ください。</p> <p>農地番号 1 土地の表示、大字野方——の面積 1,594 m² について、現在中間管理機構に預けてありますが、農地の条件整備事業が完了し、宮内●●に配分を行うものです。水稻栽培で 7 年 8 ヶ月の使用貸借であります。説明は以上です。</p>
<p>議案第 13 号 農業振興地域整備計画の変更 について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>質疑は無しと認め、これより採決を行います。</p> <p>議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を認めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして、議案第 12 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり議決決定をいたします。</p> <p>次に、議案第 13 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。説明してください。</p> <p>本冊 9 頁です。</p> <p>議案第 13 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。</p>

	(議長)	<p>次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は9-1頁～9-13頁)</p> <p>番号1 申請者は、藤津●●。土地の表示、大字藤津——。地目は畑。面積は2,404㎡。</p> <p>土地の所有者は申請者でありまして、自身の高齢化により、梨生産の継続が困難となったことから、梨の木を伐採し、クヌギの植林を計画し、農業振興地域農用地の指定除外を求めたものがあります。</p> <p>頁をめくって頂き9-2が航空写真の位置図で、右上付近の赤囲いの筆が申請地であります。次の9-3頁が公図です。</p> <p>本冊9頁に戻っていただき、</p> <p>番号2 申請者は、湯梨浜町で、町道の道路幅幅にかかるものです。土地の表示、大字国信地内の記載の6筆で地目、所有者も記載のとおりです。面積は、6筆とも各筆面積の道路幅幅にかかる一部面積です。</p> <p>頁をめくって頂き9-4頁が航空写真の位置図で、対象地番に赤線を示しています。また、9-5頁が位置図、詳しくは9-6頁の位置図をご覧ください。うす黄色で示してあります土地の一部が道路幅幅にかかる土地であり、その内の赤丸印がついているのが、地目が田畑の6筆分ということになります。次の9-7頁から9-9頁が公図です。</p> <p>本冊9-1頁に戻っていただき、</p> <p>番号3 申請者は、方地●●。土地の表示、大字白石——、大字野方——と——の計3筆。地目は3筆とも田。3筆の面積、所有者は記載のとおりです。</p> <p>申請者は、会社を経営しており、事業拡大に伴い、資材置場や従業員の駐車場スペースが不足することから、事業所の西側と東側に隣接する記載の3筆の農地を農業振興地域農用地の指定除外申請をしたものであります。</p> <p>頁をめくって頂き9-10頁が航空写真の位置図で、右側付近に申請地3筆について赤色で示しています。また、9-11頁が位置図、9-12頁と9-13頁が公図になります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p>
--	------	--

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局</p>	<p>は、原案のとおり可決いたします。 以上で議事を終わります。 それでは、その他に移ります。 (1) 6月の定例総会について説明してください。 ○6月定例総会の日程について 6月9日(金) 午後3時00分開会 現地確認 担当：横川 力 委員、山上真治 委員、倉本哲男 推進委員 (2) 湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る持続的発展計画策定委員会委員の推薦についてを説明してください。 ○町長からの推薦依頼文書にて説明。任期は令和5・6年度。 参考までに前回の令和3・4年度は、谷岡貞幸委員 従来の過疎地域は、泊地域のみであったが、東郷地域も加わったことにより、委員全員で協議の結果、「横川 力 委員」を推薦することに決定(本人承諾) そのほかに事務局からございますか。 (3) 新しい農業委員会活動記録セットを配布しますのでご活用ください。</p>
<p>6 閉会</p>	<p>(議長)</p>	<p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和5年度第2回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。ご苦労様でございました。 (閉会 午後4時55分)</p>

会議の経過を記載して相違ないことを証明するため、ここに署名する。

農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員

議事録署名委員

--	--	--